ル」その他これらに類する普通名称（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第23条第１項の規定に基づき指定を受けたチーズの名称を除く。）を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。	ル」その他これらに類する名称を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）
第５条　事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。	**第５条**　事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴～⑼　（略）	⑴～⑼　（略）
⑽　原料原産地又は原産国について、誤認されるおそれがある表示	⑽　原産国について、誤認されるおそれがある表示
⑾・⑿　（略）	⑾・⑿　（略）
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第９条　（略）	**第９条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　公正取引協議会は、前条第３項又は前２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。
別表	
生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、生水牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、バター、バターオイル、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料	

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○外務省告示第百九十六号

令和七年八月八日に東京で、ペルー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月九日に効力を生じた。

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

２　贈与額　三億円

３　署名者

日本側	山元毅	在ペルー大使
ペルー側	エルメル・シアレル・サルセド	外務大臣

令和八年六月十一日

外務大臣　茂木　敏充

○経済産業省告示第六十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第50条第１項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一	特定社会基盤事業の種類	電気事業
二	特定社会基盤事業者の名称	秋田由利オフショアウィンド合同会社
三	変更前の住所	秋田県秋田市中通五丁目一番五十一号
四	変更後の住所	秋田県秋田市中通二丁目三番八号
五	変更年月日	令和八年五月一日

○四国地方整備局告示第五十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第１項の規定に基づき、令和八年五月二十五日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和八年六月十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：分離嫌気ろ床担体流動方式

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市美沢１－９－１　㈱ダイキアクシス 代表取締役社長　大亀　　裕
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３－５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159－９　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県栗原市若柳武槍字猿田沢15番地の43　若柳化成工業㈱ 栃木県芳賀郡益子町大字塙355　㈲協栄工業 沖縄県中頭郡西原町字小那覇680番地　琉球設備工業㈱ 愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場 大分県豊後大野市三重町百枝1247番地１　大分工業㈱ 愛媛県宇和島市津島町近家甲1607－８　㈱ダイキアクシス　津島工場 長野県佐久市田口5574－２　㈱ダイキアクシス　信州工場 福島県福島市山田字赤仁井田100－７　㈱ダイキアクシス　福島工場 愛媛県東温市則之内甲2357－５　㈱ダイキアクシス　松山工場

認定番号	浄化槽の名称
８－26－H－001	ダイキ浄化槽　ＤＣＸ３型